

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月18日
【会社名】	株式会社オートウェーブ
【英訳名】	AUTOWAVE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 廣岡 等
【本店の所在の場所】	千葉県稲毛区宮野木町1850番地
【電話番号】	043 - 286 - 2700
【事務連絡者氏名】	IR部部长 矢田 裕実
【最寄りの連絡場所】	千葉県稲毛区宮野木町1850番地
【電話番号】	043 - 286 - 2700
【事務連絡者氏名】	IR部部长 矢田 裕実
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第2回新株予約権) その他の者に対する割当 1,500,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 301,500,000円)
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）】

（1）【募集の条件】

発行数	150個（新株予約権1個につき10,000株）
発行価額の総額	1,500,000円
発行価格	1個につき10,000円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年10月7日から平成21年10月22日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社オートウェーブ 管理統括本部
払込期日	平成21年10月22日
割当日	平成21年10月22日
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 千葉支店

（注）1 平成21年9月18日開催の取締役会決議に基づき発行するものであり、平成21年10月6日開催予定の臨時株主総会による承認が条件となります。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。なお、発行条件の合理性については、

第三者割当による第2回新株予約権の発行価額

本新株予約権の発行価額は、1円であり、当該発行価額は特に有利な金額となるため、平成21年10月6日開催の臨時株主総会の特別決議による承認を得られることが条件となります。

第三者割当による第2回新株予約権の行使価格

本新株予約権の行使価格200円は、当社株式の本年3月18日から直前の本年9月17日までの6ヶ月間の終値段平均332.7円で評価した時価総額は1,846,847円となり、 が実行されたとき、そこに7億5千万円が加わり、発行済株式13,051千株で除して求めた株価が199円となることから算出いたしました。しかしながら、同終値段平均327円と比較すると行使価格200円は割引率39%相当にあたり、また、取締役会決議日前日の株価550円に対し割引率64%にあたるなど、当該行使価格は特に有利な金額となる可能性があるため、平成21年10月6日開催の臨時株主総会の特別決議による承認を得られることが条件となります。

調整後行使価格の計算方法

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名または名称		株式会社 A & E
割当新株予約権数		150個
払込金額		1,500,000円
割当予定先の内容	本店所在地	東京都港区新橋5丁目2番1号
	代表者の氏名	代表取締役 芳賀 順一
	事業の内容	不動産の保有・運用・管理、ベンチャーキャピタル、経営コンサルティング
当社との関係	資本金	40,000,000円
	大株主及び持株比率	株式会社BLISS OF BEAUTY50%、芳賀順一12.5%、山口隆志12.5%、牧野利昭12.5%、加藤卓也6.25%、佐藤俊介6.25%
	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係等	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		当社と割当予定先との間において、当該割当株式に関する継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

- (注) 1 割当予定先の内容の欄及び当社との関係の欄は、有価証券届出書提出日現在におけるものであります。
- 2 当社の事業改善には、当社資金需用に応じて行使計画を提示してくれた株式会社 A & E を、第三者割当先となっていたことを選びました。
- 3 当社といたしましては、株式会社 A & E 及び各社員の実在性を確認しており、この割当予定先である同社が、調査会社を使い反社会的勢力ではないことを確認し、調査会社を通じて個々の社員が反社会勢力でないことを確認しております。さらに、株式会社 A & E の株式を50%保有する株式会社BLISS OF BEAUTYについても実在性を確認しております。また、割当先との間において、新株予約権割当日（平成21年10月22日）より1年間において、当該割当新株予約権の全部または一部を譲渡した場合には、ただちに譲渡を受けたものの氏名及び住所、譲渡個数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡方法等を当社にて書面にて報告を受けることの内諾を受けております。

4. 募集目的及び理由

当社は、自動車用品事業を取り巻く環境が厳しいなか、近年オープンした店舗等の不振、カーナビゲーション等の標準装着化による売上減少及び競争激化による売上総利益の減少、広告宣伝費の増加による営業利益の減少等により、平成19年3月期から3期連続して当期純損失を計上しており、業績悪化が続いております。

このような状況において、当社が資金を調達していた金融機関に対して、借入金の約定返済が難しい状況となったため、借入先金融機関に対し「経営改善計画」を提出し債務返済期限の延長を要請し、平成20年5月30日にこれら金融機関との間で「債権者間協定書」の調印を終了いたしました。

「債権者間協定書」の概要は次のとおりであります。

債務の内容

借入先：借入先金融機関全6行

債務の種類：借入金

債務の総額：5,369百万円

金融支援の内容

協定期間を平成20年5月より平成22年7月末日までとし、各決算期末（3月末）における余剰資金を年1回、非保全借入金の割合に応じて返済する予定。

経営改善計画の概要

(1) 計画期間

計画期間は、平成21年3月期から平成23年3月期まで3ヵ年

(2) 経営改善計画の内容

店舗リストラ

不採算店舗6店の閉鎖

宇都宮店、小山店、土浦店、及びオイルボーイ3店（塩浜店、津田沼店、三角町店）

テナント開発・余剰施設の削減により固定費の圧縮に努める

新山下店、たまさかい店へのテナント誘致等

営業戦略の見直し

物販を量販するための売上重視から利益重視とします。

物販主体からサービス主体に切替えます。

固定費の見直し

役員報酬カット、人件費の削減、広告宣伝費の削減、地代家賃の削減を行う。

資産売却

投資有価証券、遊休不動産の売却を行う。

(3) 経営改善上の計画値（単体ベース・平成21年3月期は実績）

単位百万円	平成21年3月期下期	平成21年3月期通期	平成22年3月期通期	平成23年3月期通期
売上高	7,984	15,140	15,408	15,038
経常利益	384	787	525	668

(4) 債務弁済計画

各決算期末の余剰資金により、上記の方法により返済を行う。

この経営改善計画に従い、平成21年3月期には、投資有価証券の売却、不採算店舗の閉店（オートウェーブ4店舗、オイルボーイ4店舗）を完了するとともに、役員数の削減を実施しております。さらに閉店に伴い人件費を削減しております。平成20年8月及び9月には閉店3店舗の不動産を、平成20年10月には平成16年に閉店し現在賃貸中の旧野田店の不動産を売却し資産の流動化を図りました。しかしながら、不採算店舗の閉鎖等の効果は、平成21年3月期では未だ十分に発現せず経常利益の黒字化には至っておらず、平成19年3月期から3期連続で経常損失、当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなりました。また、上記「債権者間協定書」に含まれる「経営改善計画」における粗利額が、計画比大幅な未達となり、平成21年3月期下期の経常損失が402百万円になり、計画から大幅な乖離が生じているため、「債権者協定書」に定められた「協定からの離脱」に抵触し、協定金融機関が離脱する可能性があり、金融機関から新たな資金支援が得られるか不透明な状況となりました。

当該状況により、平成21年3月期決算短信における「継続企業の前提に関する注記」には「現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」と表記することになりました。このため、取引先様より当社事業の継続性に対する不安が寄せられ、取引先から商品代金の支払日の前倒しや、保証金の差し入れを求められるなど、取引条件の変更を求められています。こうしたことからキャッシュ・フローの悪化を招くとともに、仕入数量の減少を余儀なくされたことで、仕入割戻が減少し、仕入単価が上昇するなど、粗利額の改善が遅れ、売上達成と経費改善は進んでいるものの、結果として計画通り経常利益が生まれ出せず、資金繰りが圧迫されております。

平成21年3月期第1四半期連結累計期間においても経常損失137百万円を計上しており、計画通り経常利益が生まれ出せておらず、平成21年3月期第2四半期連結累計期間においても、計画を下回る状況が続いております。

また、手元資金については、平成22年3月期第1四半期決算の四半期連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」は252,145千円まで減少し、在庫削減等による経常資金収支の改善に努めているものの限界があり、平成21年6月末以降も手元資金の減少が続いております。

このような状況のもと、当社は本年10月に資金ショートを起こす見込となり、会社存続の危機に陥っております。そのため、会社存続のために必要な事業資金を確保することが急務なものと判断し、第三者割当の方法により、新株式の発行を行うことにいたしました。

5. 第三者割当の理由

当社は、競合他社が当社店舗の周辺に新店を開店し、激しい競争を仕掛け続けている状況を打開すべく、現在の老朽化した店舗に新規店舗を建設するため、第三者割当による新株予約権の発行により、次期以降の投資活動に充てるための資金を調達することと致しました。こうした長年に渡る設備投資計画を実行に移すためには、資金の裏付けが必要となることから、今般、新株予約権を発行することで、計画の実現を担保するものとして利用していく予定です。

6．割当先を選定した理由

銀行等金融機関からの新規借入は「債権者間協定書」の内容から難しく、株式公募増資が当社の財務状況と出来高から困難である中、株主割当増資を検討いたしました。しかしながら、株主から賛同が得ることが難しく、必要な規模の資金確保が困難な見込から、第三者割当増資による新株予約権を選択し、当社の資金需要に沿い、発行しても行使されない限り直ちに希薄化することがなく、しかも、安定的な資金調達が見込め、必要とする調達金額3億円が株主様に事前に明示できる形にいたしました。

新株予約権により調達する資金支出は、事業投資として、次期に支出が見込まれており、事業投資を行うためには、計画段階で資金の裏付けが確保されない限り、契約行為を進めることが困難なものが含まれ、今期より計画を進めるには、第三者割当による新株予約権の発行が不可欠と判断し選択いたしました。

7．割当先の保有方針

当社と割当先との間において、当該割当新株予約権に関して権利行使後の株式に関する継続保有及び預託に関する取り決めはありません。しかしながら当社グループの企業価値向上を目的として、中期的な視点で協力関係を構築しただけの旨、出資者全員が合意しております。なお、当社は、割当先及び当社の関係者との間で、本件新株予約権発行に関連する契約(引受契約を除く)を締結していません。

8．払込に要する必要財産の存在について確認した内容

株式会社A & Eより新株予約権行使方針を示され、権利行使の原資としては、株式会社A & Eの株主各位の個人資産を充てるとの回答を得ております。しかしながら、現時点では、資金十分性の確認には至っていません。

9．発行条件の合理性

第三者割当による第2回新株予約権の発行価額

本新株予約権の発行価額は、1円であり、当該発行価額は特に有利な金額となるため、平成21年10月6日開催の臨時株主総会の特別決議による承認を得られることが条件となります。

第三者割当による第2回新株予約権の行使価格

本新株予約権の行使価格200円は、当社株式の本年3月18日から直前の本年9月17日までの6ヶ月間の終値段平均332.7円で評価した時価総額は1,846,847円となり、が実行されたとき、そこに7億5千万円が加わり、発行済株式13,051千株で除して求めた株価が199円となることから算出いたしました。しかしながら、同終値段平均327円と比較すると行使価格200円は割引率39%相当にあたり、また、取締役会決議日前日の株価550円に対し割引率64%にあたるなど、当該行使価格は特に有利な金額となる可能性があるため、平成21年10月6日開催の臨時株主総会の特別決議による承認を得られることが条件となります。

調整後行使価格の計算方法

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は、1,500,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数10,000株)。
新株予約権の行使時の払込金額	1個につき2,000,000円(1株につき200円) なお、新株予約権の発行後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$ また、行使価額は、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当該普通株式交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	301,500,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格201円及び資本組入額100.5円
新株予約権の行使期間	平成22年1月1日から平成22年12月31日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社オートウェーブ 管理統括本部 2. 取次場所 該当事項なし 3. 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 千葉支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の1個未満の行使は認めない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	新株予約権の譲渡請求をするときは1個につき20,000円
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、3営業日前までの届け出を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、新株予約権証券を発行している場合には、新株予約権証券を添えて行使期間中に上記の行使請求受付場所に提出しなければならない。

本新株予約権を行使しようとする場合は、本新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を上記の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。

2 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が上記の行使請求受付場所に到着し、かつ払込金の入金を確認された日、又は本新株予約権を行使する日として本新株予約権行使請求書に記載された日のいずれか遅い日に発生する。

3 振替株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに振替株式を交付する。

4 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求のあるときに限り、記名式の新株予約権証券を発行する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
301,500,000	0	301,500,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

宮野木店にタイヤ専門館を建設する一部資金として 3億円

宮野木店については、本館、カーセブン、ラピット、及び、タイヤボーイの4店舗を展開しておりますが、本館等の3店舗が隣接しているのに対し、タイヤ専門館である、タイヤボーイについては、本館等から700メートル離れた場所に設置されており、効率の悪い経営となっております。このため、本館に隣接する用地に、タイヤボーイを移設し、利益率の高い総合的なカー用品店としてオープンさせる計画を、立てておりましたが、平成21年2月計画していた増資が中止になったため、計画が止まっておりました。移設先の用地は取得済みであり、固定資産税等コストだけがかかっている状態を続けていますが、資金調達が実現すれば、すぐに計画に着手可能な体制が整っております。新株予約権の発行により資金を調達し計画の実行を再開することに致しました。調達資金の3億円で店舗建設と移設作業を完了させる予定であります。

当社の同規模店の実績に基づく試算によれば、この投資により、タイヤボーイの売上改善効果として前期の年間売上の20%に当たる120百万円の増加が見込め、経費削減効果と併せて、年間約5千万円の経常利益の改善が見込めます。オイル、用品、カーナビ等他部門を含めた店全体への総合効果は、同規模店の実績から集客が向上が見込まれ、同規模店の実績から、1.5倍の経常利益が生まれるとの計算から、投下資本は約4年で回収できると想定しております。支出時期に関しては、300百万円を平成23年3月期上期の期間に支出する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は本件新株予約権による割当増資の他、会社存続のために必要な事業資金を確保することが急務なものと判断し、平成21年10月6日開催の臨時株主総会において、第三者割当による新株式発行に関する議案の承認が得られることを条件として新株式発行による第三者割当増資を行うことにいたしました。第三者割当増資による新株式発行の内容は下記の通りです。

第三者割当による新株式発行の概要

発行新株式数 普通株式 7,500,000株

発行価額 1株につき 金100円

発行価額の総額 750百万円

資本組入額 375百万円（1株につき50円）

募集又は割当方法 第三者割当により戸谷雅美氏に50万株、浅岡邦枝氏に50万株、株式会社A & Eに120万株、田谷廣明氏に80万株を割当てる

申込期間 平成21年10月7日から平成21年10月22日（木曜日）

払込期日 平成21年10月22日（木曜日）

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出について

該当事項はありません。

2 事業等のリスク

組込み情報である有価証券報告書の記載内容について有価証券報告書の提出日以後本届出書提出日までの間において、次の事業リスクの追加がありました。将来に関する事項については、本届出書提出日現在で判断したものです。

当社に内在するリスク要因

(1) 継続企業前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度まで、3期連続の経常損失及び当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローについても3期連続してマイナスとなりました。平成22年3月期第1四半期連結累計期間においても、経常損失を計上し、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっております。また、資金面においては、平成20年5月30日に全ての取引金融機関と「債権者間協定書」を締結したことで、平成22年7月31日までの資金支援を受けております。しかしながら、金融機関から新たな資金支援を得られるか不透明な状況にあります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社グループは、「平成21年度経営計画」に着手しています。この計画は、既に確定している家賃削減、テナント開発、商品コストダウン、本部人材を使った新組織の構築による新規ビジネスからの収益増、人件費の削減等で基本的な収益改善の計画を組んでおります。また、トップラインの粗利額構築についても、より当社グループとしての強みのある商品群を明確化し、確実に粗利を確保していくという方針に切替えております。当第1四半期において、コストダウンによる収益改善の施策については、計画通り進捗しておりますが、粗利額については、市場における価格競争の熾烈さを増す中、計画数値に至っていない状況です。

四半期連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消するために、翌四半期連結会計期間の末日までにつきましては、トップラインの計画比未達を考慮した適正在庫を実現することで、運転資金を確保する対応策を実行しております。さらに、「平成21年度経営計画」の実施状況を踏まえ、固定客向けマーケティングによる購買頻度の底上げ、新規顧客への効率的な販促、サービス・工賃売上の増収計画を再構築し、トップラインの構築の精度を上げていきます。又、同時に更なる経費削減を計画化し、より確実にボトムラインの統制を行なえる仕組みを構築します。具体的には、人員削減による人件費削減、広告宣伝費に含まれている紙媒体広告の削減などを計画しております。これらの追加対応策によった損益見通しでは、一年間の資金繰りにも問題はありますが、短期的な資金不足に対しては、主力金融機関につなぎ融資などの資金支援をお願いする予定であります。

しかしながら、当社グループは、これらの対応策を実行中ですが、事業環境の悪化や収益化体質への転換が進まない場合もあり、また、主力金融機関から新たな資金支援についても協議を行ないながら進めていくという状況であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していません。

(2) 増資関連のリスク要因

倒産リスク

今回の第三者割当増資による新株発行が不調に終わると、資金ショートを起こし、最悪の事態では、倒産リスクが内在します。また、銀行6行と交わした債権者協定書には、「協定からの離脱」条項が定められており、同条項に抵触する事態が長期化した場合には、今回の増資が行われても、協定金融機関が離脱し、借入金の即時返済を求められる可能性があります。その場合、資金難に陥り、最悪の事態では、倒産リスクが内在します。

上場廃止リスク

監査人には増資を前提とした経営計画を提出しており、今回の増資が不調に終わると計画の合理性が失われ、監査人が「意見を表明しない」可能性があり、上場廃止基準に抵触し、将来上場廃止の恐れがあります。

第三者割当増資に係る払込が行われないリスク

株式会社A & E及び戸谷雅美氏については、新株発行申込に係る払込資金の十分性を確認しておりますが、田谷廣明氏、浅岡邦枝氏については、調達方法を確認しているものの、現時点では、資産の十分性の確認がとれておらず、払込が行われないリスクがあります。なお、平成22年10月22日を期限とする払込日までには、確認を行う予定です。

株価下落リスク

新株式750万株を市場価格から大幅に割引いた価格で発行することにより、大量の株式が一気に市場に流入し、売り圧力となって、株価を大きく下落させる可能性があり、株価の下落リスクがあります。また、新株予約権を150万株分行使価格200円で発行するため、大量な潜在株が発生することとなり、市場価格を抑制する原因となるリスクがあります。

株式価値の希薄化リスク

新株式発行の規模は、750万株であり、現在の発行済株式総数の135%となります。また、新株予約権がすべて行使されると150万株が増加し、現在の発行済株式総数の108%となります。両者の合計は、900万株となり、発行済株式総数の162%となることから、新株式発行と新株予約権の行使により既存株式の希薄化が生じます。

経営権転換のリスク

今回の第三者割当による新株発行増資の割当先であります戸谷雅美氏500万株と株式会社A & E 120万株、田谷廣明氏80万株、浅岡邦枝氏50万株は、株式会社A & Eの呼びかけに応じた投資家であり、当該新株式発行時には、その合計株式数が750万株となり、発行済み株式数の57.4%に相当する大株主となることにより、経営権転換のリスクがあります。また、新株予約権600万株が全てが行使された場合には、4者合計の比率は、47.2%を占めることになり、同様に、経営権転換のリスクが残ります。

新株予約権が行使されないリスク

新株式750万株を市場価格から大幅に割引いた価格で発行することにより、大量の株式が一気に市場に流入し、売り圧力となって、株価を大きく下落させる可能性があります。また、株価が新株予約権の行使価格より下落した場合には、当該新株予約権が全て行使されないリスクが生じます。各割当先より、新株予約権の行使計画書を頂いておりますが、行使を約束したものではありません。また、株式会社A & Eによる第2回新株予約権行使に係る払込資金については、資金を調達する計画を書面にて受領しておりますが、現時点で、資金確認を行っているものではなく、新株予約権行使が行われなかった場合、新株予約権による資金調達をベースとした当社の事業計画が計画通り進捗しないリスクがあります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第20期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第21期第1四半期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

株式会社 オートウェーブ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 高島 誉章 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大竹 栄 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オートウェーブの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートウェーブ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は、2期連続の経常損失を計上し、当連結会計年度においては多額の減損損失等により当期純損失2,104,486千円となり、また、営業キャッシュ・フローについても2期連続のマイナスとなり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。
2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は固定資産の減損に関するグルーピングの方法を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

株式会社オートウェーブ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 隆 志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 栄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オートウェーブの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オートウェーブ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度まで2期連続の経常損失、当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローも2期連続してマイナスとなり、当第1四半期においても、経常損失、四半期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローもマイナスとなった状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月24日

株式会社 オートウェーブ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 栄 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オートウェーブの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートウェーブ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において3期連続の経常損失及び当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローについても3期連続してマイナスとなった。資金面においては、平成20年5月30日に全ての取引金融機関と締結した「債権者間協定書」に定めのある「協定からの離脱」条項に抵触している。また、金融機関から新たな資金支援を得られるか不透明な状況にある。こうした状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な資産の評価基準及び評価方法「たな卸資産」に記載されているとおり、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オートウェーブの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社オートウェーブが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月13日

株式会社オートウェーブ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 隆 志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 栄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オートウェーブの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オートウェーブ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度まで3期連続の経常損失、当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローについても3期連続してマイナスとなり、当第1四半期連結累計期間においても、経常損失、四半期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっている。資金面においては、金融機関から新たな資金支援を得られるか不透明な状況にある。こうした状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

株式会社 オートウェーブ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 高島 誉章 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大竹 栄 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オートウェーブの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートウェーブの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は、2期連続の経常損失を計上し、当事業年度においては多額の減損損失等により当期純損失1,833,478千円となり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
2. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は固定資産の減損に関するグルーピングの方法を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

株式会社 オートウェーブ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅原 隆志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 栄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オートウェーブの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートウェーブの平成21年3月1日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において3期連続の経常損失及び当期純損失を計上した。資金面においては、平成20年5月30日に全ての取引金融機関と締結した「債権者間協定書」に定めのある「協定からの離脱」条項に抵触している。また、金融機関から新たな資金支援を得られるか不透明な状況にある。こうした状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法に記載されているとおり、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。